

熊本県民生委員・児童委員証交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の活動を円滑に進めるため、熊本県民生委員・児童委員（熊本市を除く。）であることを証する証票（以下「民生委員証」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 民生委員・児童委員として委嘱されたときに、民生委員証（別記第1号様式）を交付するものとする。

(再交付)

第3条 民生委員・児童委員は、民生委員証（別記第1号様式）を破損し、若しくは紛失し、又は記載事項等に変更があったときは、速やかに、民生委員・児童委員証再交付申請書（別記第2号様式）を熊本県知事に提出しなければならない。

(携帯)

第4条 民生委員・児童委員は、その活動を行うときは、民生委員証（別記第1号様式）を携帯し、求められたときは、提示しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第5条 民生委員・児童委員は、民生委員証（別記第1号様式）を第三者に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項を改ざんしてはならない。

(返納)

第6条 民生委員・児童委員は、解嘱等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく民生委員証（別記第1号様式）熊本県知事に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年1月28日から施行する。
- 2 この施行の日において、現に民生委員・児童委員である者には、第2条の規定にかかわらず、民生委員証（別記第1号様式）を単独で交付するものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

表面

1 区域担当民生委員・児童委員 (縦5.3cm×横8.5cm)

民生委員・児童委員証		
写真 (3.0× 2.5cm)	氏名 ○○ ○○	
	担当区域 (市町村名)	
	発行日 令和 年 月 日	
	有効期限 令和 年 月 日	
上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する 民生委員・児童委員であることを証明します。		
熊本県知事		
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">印</td></tr></table>		印
印		

2 主任児童委員 (縦5.3cm×横8.5cm)

民生委員・児童委員証(主任児童委員)		
写真 (3.0× 2.5cm)	氏名 ○○ ○○	
	担当区域 (市町村名)	
	発行日 令和 年 月 日	
	有効期限 令和 年 月 日	
上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する 民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。		
熊本県知事		
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">印</td></tr></table>		印
印		

裏面

<h3>注 意 事 項</h3>
<ol style="list-style-type: none">1 民生委員・児童委員活動にあたり、必要な際に民生委員・児童委員であることを証明するものとして使用すること。2 民生委員・児童委員として活動中は常に携帯すること。3 他人への貸与もしくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。4 破損もしくは紛失又は記載事項に変更があったときは、速やかに、熊本県知事に再交付申請を行い、再交付をうけること。5 解嘱等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく熊本県知事に返納すること。

(別記第2号様式)

民生委員・児童委員証再交付申請書

以下の理由により、民生委員・児童委員証の再交付をお願いします。

令和 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

市町村名： _____

氏 名： _____

(再交付を必要とする理由)

破損 (※破損した身分証明証を添付してください。)

紛失

記載内容の変更

・変更前 _____

・変更後 _____

その他 理由： _____

※熊本県所管課記入欄

受付年月日	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日